

日の出町農業委員会委員候補者募集要領

1 任期

任命の日（平成30年9月1日）から3年

2 身分

地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第3項第2号に規定する特別職の非常勤職員

3 職務内容等

- (1) 農地転用、農地の無断転用の防止・解消などの農地法等にもとづく農業委員会の権限に属する事項についての活動・審議等のほか、農地利用の集積・集約化、耕作放棄地の防止・解消などの農地の利用の最適化に関する事項についての活動・審議等
- (2) 会議は、毎月1回（毎月25日前後）程度の開催となります。また、必要に応じ研修会等に参加していただく場合があります。

4 報酬

月額27,000円（会長は、月額31,000円）

5 推薦および応募の資格

農業に関する識見を有し、農地等の利用の最適化の推進に関する事項その他の農業委員会の所掌に属する事項に関しその職務を適切に行うことができる方で、次の要件を満たす方

- (1) 農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号。以下「法」といいます。）第8条第4項各号に該当しないこと。
- (2) 18歳以上の者であること。
- (3) 日の出町職員でないこと。

6 募集人数

14人

7 募集期間

平成30年2月1日（木）から平成30年2月28日（水）まで

8 推薦および応募の方法等

(1) 推薦の方法

ア 農業者が候補者を推薦する場合

農業者3名が推薦者となり、日の出町農業委員会委員候補者推薦書（個人推薦）（様式第1号）に必要事項を記入し、提出してください。

イ 農業者が組織する団体その他関係者が候補者を推薦する場合

日の出町農業委員会委員候補者推薦書（団体推薦）（様式第2号）に必要事項を記入し、提出してください。

(2) 応募の方法

日の出町農業委員会委員候補者募集応募申込書（様式第3号）に必要事項を記入し、提出してください。

(3) 留意事項

ア 提出された推薦書および申込書は、返却しません。

イ 法の規定により、推薦書および申込書に記載された事項は、住所を除き、公表の対象となります。

(4) 推薦書および申込書の配布

推薦書および申込書は、日の出町ホームページからのダウンロードまたは日の出町産業観光課農林振興係で配布します。

(5) 書類提出先

〒190-0192

東京都西多摩郡日の出町大字平井2780番地

日の出町産業観光課農林振興係（農業委員会事務局）

※持参の場合の受付時間、午前8時30分～午後5時15分（土、日、祝日を除く）

※郵便により提出する場合は、募集期間最終日までの消印があるものを有効とします。

9 委員候補者の選考

選考は、日の出町農業委員会委員候補者選考委員会が行います。なお、必要に応じて面接を実施する場合があります。

1 0 選考結果の通知

選考結果は、平成30年4月中旬に本人宛てに郵送で通知します。

1 1 個人情報の取扱い

推薦および応募により取得した個人情報は、候補者の選考以外の目的に使用することはありません。

1 2 問合せ先

日の出町産業観光課農林振興係 内線244

電話番号 042-597-0511

FAX番号 042-597-4369

メールアドレス sangyou@town.hinode.tokyo.jp